

毎週月・水・金曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料共一ヶ月) (金) 百 (円)

茨城県報

昭和三十三年七月五日
第四千九十一号

告示

茨城県告示第五百四十三号

家畜伝染病予防法第六条の規定にもとづき左記のとおり牛の流行性感冒の予防注射を受けれることを命ずる。

昭和三十三年七月五日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

- 一 実施の目的 牛の流行性感冒の発生予防
- 二 実施する区域 結城市、下館市、水海道市、結城郡石下町、真壁郡協和村、大和村、筑波郡伊奈村、谷和原村、北相馬郡守谷町、取手町、藤代町、利根町
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛
- 四 実施の期日 第一回予防注射 七月八日から七月十五日まで
第二回予防注射 七月十五日から七月二十七日まで
- 五 注射の方法 牛の流行性感冒予防液の皮下注射による。

茨城県告示第五百四十四号

家畜伝染病予防法第六条の規定にもとづき左記のとおり綿羊、山羊の腰麻痺の予防注射を受けれることを受する。

昭和三十三年七月五日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

- 一 実施の目的 綿羊、山羊の腰麻痺発生予防
- 二 実施対象畜 綿羊及び山羊
- 三 実施区域並びに期日

茨城県報

第四〇九一号

昭和三十三年七月五日

金曜日

(明治三十五年三月十七日) (第三種郵便物認可)

茨城県水戸市北三ノ丸一九番地
發行所 茨城県報

茨城県水戸市愛宕町二、一八二
印刷所 茨城県印刷所

実施区域	実施期日		
	第一回	第二回	第三回
北茨城市	自七月十五日 至七月十八日	自七月二十九日 至八月一日	自八月十二日 至八月十五日
高萩市	自七月十五日 至七月二十日	自七月二十九日 至八月三日	自八月十二日 至八月十七日

四 実施の方法 スパトニンの皮下又は筋肉注射

茨城県告示第五百四十五号

家畜伝染病予防法第三十一条の規定にもとづき左記のとおり牛のブルセラ病検査を実施する。

昭和三十三年七月五日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

- 一 実施の目的 牛のブルセラ病の発生予防
- 二 実施する区域 水海道市、北相馬郡一円、結城郡、石下町、筑波郡谷和原村、伊奈村、鹿島郡神栖村、鹿島町、行方郡汐来町、牛堀町、麻生町
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 搾乳牛
- 四 実施の期日 七月三日から七月十二日まで
- 五 検査の方法 ブルセラリングテスト法による。

茨城県告示第五百四十六号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の規定に基いて左の者をとう精業者として登録した。

昭和三十三年七月五日

茨城県知事 友 末 洋 治

登録番号	年月日	営業所の所在地	名称及び氏名
第一、三八号三・七・一		土浦市大町 一、〇六番地	南波 紀一
第一、三九号三・七・一		土浦市外西町 三番地	富新商店 鈴木真兵衛
第一、四〇号三・七・一		土浦市中高津町 一五番地	五頭長次郎
第一、三二一三・七・一		土浦市田宿町 一、〇五六番地	名雪商店 名雪元助
第一、三三三三・七・一		土浦市前川町 三七番地	木内 岩吉
第一、三三三三・七・一		土浦市内西町 三五番地	鹿島屋 古徳徳三郎
第一、三四四三・七・一		土浦市田町 六〇番地	佐藤商店 佐藤栄蔵
第一、三五五三・七・一		土浦市鰐匠町 四六番地	今井 清
第一、三六六三・七・一		土浦市築地町 四三番地	今井 吉之助
第一、三七七三・七・一		土浦市真鍋町 一、八四番地	砂田 定次郎
第一、三八八三・七・一		土浦市真鍋町 八五番地	大塚 庄三郎
第一、三九三三・七・一		土浦市真鍋町 八三番地	山口商店 山口康太郎
第一、四〇四三・七・一		土浦市川口町 八五四番地	沼尻 久一郎
第一、四一五三・七・一		土浦市敷島町 三、三三番地	萩原 保
第一、四二六三・七・一		土浦市三好町 三、三三番地	田口 勝
第一、四三七三・七・一		土浦市富士崎町 四六番地	後藤 彌太郎
第一、四四八三・七・一		土浦市大岩田町 二、九〇番地	飯島 時之助
第一、四五九三・七・一		土浦市三好町 三、三九番地	吉沢 莊助
第一、四六〇三・七・一		土浦市虫掛町 三七番地	田中 正重
第一、四七一三・七・一		土浦市真鍋町 七三番地	本橋 彦四郎
第一、四八二三・七・一		土浦市築地町 四四番地	今井 仁

茨城県告示第五百四十七号

食糧管理法施行規則（昭和二十六年農林省令第百三十三号）第二十二條の二または三・四の規定に基いて左の者を小売販売業者中として登録した。

昭和三十三年七月五日

茨城県知事 友 末 洋 治

登録番号	年月日	営業所の所在地	名称及び氏名
第一、四九三三・七・一		那珂郡那珂町大字下江戸 九九番地	小貫 与介
第一、五〇四三・七・一		那珂郡那珂町大字戸二、六三番地	須藤 国一
第一、五一五三・七・一		筑波郡豊里町大字手子生 九三番地	中山 守一
第一、五二六三・七・一		下館市 甲七五番地	西沢 米店 源三郎
第一、五三七三・七・一		下館市 二二番地	大橋 米店 大橋省三
第一、五三八三・七・一		下館市 乙四番地	川田 米店 長太郎
第一、五三九三・七・一		下館市 丙六番地	川田 米店 落合光
第一、五四〇三・七・一		下館市 丁七番地	鷹場 米店 落合光
第一、五四一三・七・一		下館市 戊八番地	高野 米店 清作
第一、五四二三・七・一		下館市 己九番地	高野 米店 清作

第一、五五三三・七・一	土浦市右穀町 五五番地の一	塚原 庄一
第一、五五四三・七・一	下館市 甲七五番地	西沢 米店 源三郎
第一、五五五三・七・一	下館市 丙二三番地	大橋 米店 大橋春三
第一、五五六三・七・一	下館市 乙四番地	川口 米店 長太郎
第一、五五七三・七・一	下館市 丙六番地	鷹場 米店 落合光
第一、五五八三・七・一	下館市 甲七六番地	高野 米店 精作
第一、五五九三・七・一	真壁郡真壁町大字古城 六番地の一	酒寄 直治
第一、五六〇三・七・一	鹿島郡波崎町 八七五番地	増田 寅松

第二、七九号三・七・一	真壁郡真壁町大字古城	酒 寄 直 治
第二、七八号三・七・一	真壁郡真壁町大字長岡三六	告 久 次 郎
第二、七九号三・七・一	結城郡石下町向石下二三番地	安 田 酉 一 郎

茨城県告示第五百四十八号

昭和三十三年五月三十一日付茨城県猿島郡境町に事務所をおく一の谷沼土地改良区から申請のあつた定款変更については七月五日認可したから土地改良法第三十条第三項の規定によつて公告する。

昭和三十三年七月五日

茨城県知事 友 末 洋 治

茨城県告示第五百四十九号

二級国道前橋水戸線の区域変更に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基き、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、茨城県道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十三年七月五日

茨城県知事 友 末 洋 治

道路の種類 二級国道
道路の線 名 前橋水戸
道路の区域

区 間		旧新別	敷地の員	延長	摘要
水戸市鉄砲町一、一七〇の三番	旧	メイトル	キロメートル		
地から	新	九・〇〇	二〇四五	片側	摘要
同市泉町二丁目一、一一六番	旧	二七・〇〇	〇・二〇四五	片側	摘要
地まで	新	二七・〇〇	〇・二〇四五	片側	摘要
水戸市泉町二丁目一、一一六番	旧	九・〇〇			
地から	新	二七・〇〇			
同市泉町二丁目一、一一六番	旧	二七・〇〇			
地まで	新	二七・〇〇			
同市泉町二丁目一、一一六番	旧	二七・〇〇			
地まで	新	二七・〇〇			

茨城県告示第五百五十号

二級国道前橋水戸線の供用開始に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第百八拾号）第十八条第二項の規定に基き、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、茨城県道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十三年七月五日

茨城県知事 友 末 洋 治

道路の種類 二級国道
道路の線 名 前橋水戸
供用開始区間 水戸市鉄砲町一、一七〇の三番地から
同 市泉町三丁目一、〇八二の二番地まで
供用開始期日 昭和三十三年六月一日

茨城県告示第五百五十一号

茨城県魚市場条例（昭和二十八年茨城県条例第四号）第五条の規定に基き、昭和三十三年七月四日魚市場の開設を次のとおり許可した。

昭和三十三年七月五日

茨城県知事 友 末 洋 治

魚市場の名称	所 在 地	申請者氏名
大洗町漁業協同組合魚市場	茨城県東茨城郡大洗町磯浜町六、八八一の二七五	大洗町漁業協同組合組合長理事 関根梅吉

茨城県告示第五百五十二号

左記のとおり准看護婦名簿に登録した。

昭和三十三年七月五日

茨城県知事 友 末 洋 治

登録 番号	種別	登録 年月日	住	所	氏名	生年月日
五三	准看護婦	昭和 三・七・四	久慈郡大子町大子九		佐川 カツ	昭一四・一・〇
五四	〃	〃	〃		菊池三枝子	〃一三・一・三

茨城県告示第五百五十三号

左記の建設業者の登録事項は建設業法第八条第一項により建設業者登録簿に登録した。

昭和三十一年七月五日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

登録 番号	登録 年月日	商号又は名称	申請者氏名	主たる営業所の所在地
(に) 九四三・七・四		稲葉 建設	稲葉 元八	真壁郡真壁町古城五
九五三・七・四		高野建設 株式会社	高野 熊吉	筑波郡伊奈村小張三一
九六三・七・四		小川工務店	小川陸之助	土浦市真鍋町
九七三・七・四		株式会社 沼尻工務店	沼尻 豊	土浦市富士崎町二四
九八三・七・四			川上 一郎	土浦市田町五九
九〇九三・七・四		日立土地 株式会社	玉村 秀雄	日立市会瀬町一、九三
九一〇三・七・四		株式会社 石田工務店	石田栄七男	下館市岡芹一、〇四
九一三三・七・四		中村工務所	中村 正尾	日立市助川町五〇

九三三・七・四	小菅塗装店	小菅 重雄	水戸市元山町五、七三
九三三・七・四	市毛工務店	市毛 健次	水戸市柵町三
九四三・七・四	株式会社 センター商会	三代半次郎	水戸市銀杏町九
九五三・七・四	田本工務店	清水 米造	勝田市泉町三丁目一、〇九四
九六三・七・四	筑波スレート 株式会社	佐藤 譲	筑波郡筑波町北条四、三六二
九七三・七・四	池田林業 株式会社	池田 敏一	土浦市菅谷町乙一、四六七
九八三・七・四	合資会社 飯村木工所	飯村 泰吉	下妻市下妻丁二六六
九九三・七・四	荒野工務店	荒野 勇	鹿島郡鉾田町鉾田二、五三二
一〇〇三・七・四		楠木 武一	鹿島郡波崎町九、〇七七
七三三・七・五	宇都木 工務店	宇都木初太郎	猿島郡総和村釈迦五一
五五三・六・一〇	光工業株式会社	鈴木 家靖	真壁郡大和村本木一、六五
五四三・六・五	有限会社 梅山板金工業所	梅山 恒蔵	水戸市黒羽根町三三
七六三・六・一〇	昭和道路工業 株式会社	鯨岡 昭雄	水戸市仲町五八(水府ビル)
五一三・六・二五	茨城開発工業 株式会社	庄野 研次	水戸市川岸通一、二七〇

〃 五五三・六二〇	小松崎 工務店	小松崎 勇	石岡市石岡五、〇四六
-----------	---------	-------	------------

茨城県告示第五百五十四号

左記の建設業者の登録事項は、建設業法第十四条第四号により廃業届出があつたので同法第十五条第一項第一号によりまつ消した。

昭和三十三年七月五日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

登録 番号	登録 年月日	商号又は名称	申請者氏名	主たる営業所の所在地
(に) 〃 六四三・三・二 〃 三八四三・五・三三		石田 工務店	石田 栄七男 高野 熊吉	下館市岡芹八丁目一、〇三四 筑波郡伊奈村小張三一

公 告

◎土地改良区役員の就任退任

鹿島郡旭村大字造谷に事務所をおく大谷村土地改良区から左記のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつたから土地改良法第十八条第一項の規定によつて公告する。

昭和三十三年七月五日

鹿行土地改良事務所長 篠 原 衛

一 退 任 記

住 所	職 名	氏 名	備 考
鹿島郡旭村大字田崎	一、五一五	監 事 田崎 早苗	任期満了による退任
〃 〃 大字造谷	三一二	〃 柴田 惣重	〃 〃

二 就 任

〃 〃 大字下太田	一一四	〃	亀山勇一郎	〃
-----------	-----	---	-------	---

住 所	職 名	氏 名	備 考
鹿島郡旭村大字田崎	一、五一五	監 事 田崎 早苗	総選挙の結果当選
〃 〃 大字上太田	五二五	〃 和田 瑞穂	〃
〃 〃 大字造谷	三一二	〃 柴田 惣重	〃

◎風俗営業者の行政処分に関する聴聞

風俗営業取締法第五条の規定により風俗営業者の行政処分に関する聴聞を次のとおり行います。

昭和三十三年七月五日

茨城県公安委員会

委員長 宮 崎 慶 一 郎

- 一 聴聞期日 昭和三十三年七月十六日午前十時三十分
- 一 聴聞場所 茨城県警察本部